

やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月9日

焼津市長 中野 弘道

やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の振興及び焼津駅周辺の活性化を図るため、焼津市内で事業活動を行う個人又は団体（以下「個人等」という。）に多様な働き方を実践する場所を提供する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等施設 サテライトオフィス、テレワーク又はコワーキングスペースの用途に使用される施設をいう。
- (2) サテライトオフィス 市外の事業者又は市内の事業者が設置する本店若しくは本店機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事業所をいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。
- (4) コワーキングスペース 様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行う場所をいう。

(施設の設置)

第3条 市長は、第1条の多様な働き方を実践する場所として、やいづ駅前サテライトオフィス等施設（以下「施設」という。）を焼津市栄町二丁目5番26号に設置する。

(施設管理者)

第4条 市長は、施設の管理運営を別に定めるところにより選定した者（以下「施設管理者」という。）に行わせるものとする。

(施設の使用)

第5条 施設管理者は、自身の事業活動のほか、個人等にサテライトオフィス、テレワーク又はコワーキングスペースの用途として施設を使用させることができる。ただし、個人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設を使用させることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員の場合
- (2) 施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第

2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業に使用する場合

- (3) 施設を汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生させるおそれがある場合
- (4) 施設を宗教活動又は政治活動に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用又は使用する者として適当でない場合
(使用の申込み)

第6条 施設の使用を希望する者は、施設管理者に申し込まなければならない。
(使用)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、施設管理者はその内容を審査し、適当と認めた場合は、施設の使用をさせるものとする。
(使用時間)

第8条 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

2 施設管理者は、市と協議の上、前項に規定する使用時間を変更することができる。
(使用に係る経費)

第9条 施設管理者は、施設を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、施設の維持管理に関する費用を負担させることができる。
(事業収益の取扱い)

第10条 施設の管理運営により発生した収益及び損失は、施設管理者に帰属する。
(使用者の遵守事項)

第11条 施設管理者は、使用者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 使用スペースを使用者の責任において管理すること。
- (2) 使用期間中あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全措置を講ずること。
- (3) 許認可が必要な業種で使用する場合は、事業開始までに許認可を取得すること。
- (4) 施設を毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 施設内で喫煙しないこと。
- (6) 施設における風紀及び秩序を乱さないこと。
- (7) 施設管理者の指示に従うこと。
- (8) 使用を終了したとき、又は使用を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設及びその付属物（備品を含む。以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復し、施設管理者の点検を受けること。

(破損又は汚損の届出)

第12条 使用者は、施設等を破損し、又は汚損したときは、直ちに施設管理者に報告しなければならない。

(使用の中止)

第13条 施設管理者は、次のいずれかに該当したときは、使用者に対して施設の使用を中止させることができる。

- (1) 第5条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 第12条の遵守事項に抵触し、かつ、改善の見込みがないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。